

Title	大原慧 幸徳秋水の思想と大逆事件
Sub Title	Satoshi Ohara, The thought of Shusui Kotoku and the high treason accident
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1977
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.70, No.4 (1977. 8) ,p.483(77)- 486(80)
JaLC DOI	10.14991/001.19770801-0077
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19770801-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



大原 慧

『幸徳秋水の思想と大逆事件』

明治維新以後の日本近代史において、もっとも大きな歴史的事件は何かと問われるならば、私は即座に、大逆事件、関東大震災および昭和20年の敗戦をあげるのを躊躇しない。大逆事件はそれほど大きな歴史的な意義をもっており、今日においてもなおその研究が精力的に行われる所以である。

ここに紹介を試みるのは、大逆事件に連座して死刑に処せられた革命的思想家幸徳秋水の研究や、幸徳の同時代人であり、異なった立場からではあったが、同志として活躍した片山潜の研究において優れた業績をあげられている大原氏が、幸徳の革命思想を追求し、大逆事件の意義とを幸徳の思想との関連を詳細な史料をもって分析的に論述したものである。

本書は、すでに「東京経大学雑誌」をはじめ、「思想」などに発表された論文を基礎として再構成したものであるが、一方において、幸徳伝次郎という卓越した革命的思想家の伝記という面と、他方、明治社会主義思想史としての面をも併せもつまことにユニークな業績である。全体は、第一章 幸徳秋水の思想形成、第二章 幸徳秋水の社会主義、第三章「大逆事件」の国際的影響、第四章「大逆事件」再審請求裁判、の四章から成っているが、本書の幸徳および大逆事件研究へのもっとも大きな貢献は、第三章の「大逆事件」の国際的影響であろう。

本書の意義およびその内容の検討に入る前に、大逆事件そのものが、一体何であったか、それはどのような背景と動機の下に勃発したか、この点について予備的に考察したいと思う。著者も適切に指摘するように、それは、「当時の絶対主義的天皇制国家権力の打倒を指向した宮下太吉、管野スガ、新村忠雄、古川力作の四名が、その手段として『天皇個人の暗殺』をくわだて、その計画の途中で発覚し、未遂に終わった事件である」(本書、140頁)。注意すべきことは、有罪の判決を受けた26名のうち、有期懲役の2名を除けば12名が死刑、12名が死一等を減じて終身刑という極刑であったが、幸徳は無実であるにせよ、ともかく、明治天皇暗

殺は実際に企てられたわけであり、この事件そのものが官憲によるまったくの捏造というわけではなかったという事実である。

この事件の解決がいかに異常なものであったかは、最初から大審院において審理され、すなわち初審にして終審、傍聴は一切禁止され、その判決言い渡しから処刑執行までの期間が異常に短い点からいっても、裁判史上稀にみる大事件であった。すなわち著者の記すところによれば、明治43年(1910年)5月から10月中旬にかけて、上記の主謀者のほか、幸徳秋水をはじめ、この事件になんらの関係もない他の22名を、つぎつぎに検挙し、本件を大審院公判に付することが決定されたのは、11月9日、そして12月1日から公判が開始され、12月25日に検事の求刑があり、12月27日から弁護側の弁論開始。同月29日最終弁論終了。翌明治44年(1911年)1月18日、判決言渡し、2名のほかは24名全員死刑を宣告された。翌19日夜半、「天皇の恩命」として12名は無期懲役に減刑の旨伝達された。1月24日、秋水等12名には死刑が執行された(管野スガのみは翌1月25日に処刑)。裁判は非公開で終始し、この間、一人の証人喚問さえ許されず、この事件に関するいっさいの報道活動は、新聞紙条命第42条によって禁止されたという。歴史上稀にみる暗黒裁判というべきであった。

絶対主義体制下の、言論の自由が極度に制限されていたこの当時の日本においては、報道管制が布かれていたためと警察権力による弾圧によって、その真相は陰蔽され、民衆による抗議運動はおこるべきはずもなかったが、諸外国では、「報知新聞」から「ロイター通信」へのルートや、外務省を通じての各国駐在大使・領事への訓令を通じて、あるいは、政府に反対する被告の友人もしくは同志による通信、さらに日本駐在の各国公使・大使および外人記者による本国への打電および通信などによって、事件の経緯は先進諸国に知られ、この暗黒裁判にたいする抗議運動がいろいろな形で展開されることとなった。著者は、この事件のニュースの各国への伝達の径路から、各国における反響と抗議運動を、アメリカ、イギリスおよびフランスについて考察し、さらに、これらの抗議運動が、大逆事件にたいして直接責任のある当局者にあたえた影響についてふれている。

ここではアメリカおよびイギリスを中心とする抗議運動を中心に、この研究の意義について考察しよう。アメリカにおける抗議運動は、エマ・ゴールドマン、ヒポリット・ハーヴェルらの月刊雑誌『マザー・ア

ス』を中心にあつまった無政府主義者と、岩佐作太郎らを中心とする、いわゆる「在米日本人社会主義者・無政府主義者」たちであったという。内田特命全権大使宛てに提出されただけでなく、ひろく米国市民および世界各国の同志に訴えた最初のアピールは、

「われわれは、人道と国際的友好の名においてわれわれの友人幸徳伝次郎と同志の上にくだされた、残酷にして不正な判決にたいしてつよく抗議する。

日本政府は、知識人にたいしてスペインやロシアがおこなったような野蛮な方法をまねるつもりなのか」

という比較的簡単なものであったのにたいし、11月22日、エマ・ゴールドマンらによってニューヨークで開かれた第一回抗議集会において採択された第二のアピールは、

「幸徳伝次郎は、かれ自身、理的な職業(intellectual pursuits)に従事し、日本に(西欧)思想を普及しようとし献身してきた人物である。

かれの罪状は、カール・マルクス、レオ・トルストイ、ピーター・クロボトキン、ミシェル・バクレーンらの業績を日本語に翻訳し、日本に急進的思想をひろめようとするにであった」

として、幸徳の人間と思想をかなりの確に描写しているのが眼につく。

注目すべきことは、「日本政府は、スペインやロシアが施行したような野蛮な方法にならって日本の学者や思想家たちを死刑においやるであろうか」とのべて、「人道的・市民的立場に立って」、抗議運動のために精力的に行動しなければならないことを訴えているが、この場合、スペインのことがあげられているのは、いわゆる「フェレル事件」に関連してであった。

1906年、スペイン国王暗殺の嫌疑をうけて逮捕されたフランソスコ・フェレル(Francisco Ferrer, 1859-1909)は、一時放免されたが、バルセロナ反乱を契機にふたたび逮捕され、処刑された。フランスでは、フェレルの処刑に反対する運動が展開された(本書、197頁)が、これがアメリカでも大きな反響を呼んだものと思われる。

アメリカにおける抗議運動の特徴は、不熟練労働者を中心とする急進的な労働者団体 I W W (Industrial Workers of the World) にも伝わり、この組織を中心として、労働者、知識人および一般市民の間に抗議の波をまきおこし、アメリカ駐在日本大使館およ

び領事館にたいして、抗議・問合せもしくは質問が殺倒したため、日本政府はこの時点から、今迄の秘密主義的態度や事実陰蔽的な方針から、幸徳等が、その初期にあつては、漠然と社会主義者としてされてきたものが、無政府共産主義者であること、「無政府共産主義者は狂暴かつ獷猛で、殺人・放火・強盗を辞さない。したがって、天皇暗殺は当然くわだてるであろう。彼れらにたいしては、社会の安寧秩序を守るため、秘密裁判は当然で、死刑の判決も止むをえない」という論理にすりかえられ、抗議運動のひろがりにくさびをうち込もうとしたのであった(162頁)。

日本政府によるこの宣伝が効を奏し、あたかも当時拡がりつつあった日本人移民排斥運動とも微妙に結びついて、アメリカ市民の間での抗議運動が急速に冷却していったといわれている。だがそれにもかかわらず、幸徳秋水をはじめとする日本のアナキストたちの高い理想は、外国の同志によって充分に理解されていたことができる。明治43年12月12日、桂首相に抗議文を提出することが満場一致で採択されたリック・ホールでの抗議集会において、偉大な無政府主義者クロボトキンの愛娘サーシャ・クロボトキン・レベデフのヒポリット・ハーヴェル宛ての書簡が披露され、聴衆に深い感動をあえたといわれる。著者大原氏の訳文によって、この一節を引用してみよう。

「私の父はいまイタリアへむけて出発したところです。あなたの手紙はすぐに回送しましょう。

幸徳とかれの友人たちにとって不幸なことは一ぱりでもどこでも同様でしょうが——こちらでは、かれらによって書かれた教宣のための書物をはじめ、かれらに関するいかなる資料もないということです。私がいえるたった一つのことは、くそしてそれは父がロンドンで組織された抗議集会のために書こうとしていることなのですが、父によれば、幸徳もまた父への手紙のなかでしばしばそういつているのですが、幸徳は熱烈な行動の人というよりはむしろ教育の人だということです。明らかに教養の持ち主であり、すぐれた思索家です。

個人的には、私は彼と、父の著書の翻訳のことで手紙の交換をしたことがあります。とりわけ、『田園・工場・製作所』の著作についてだったと思います。かれは、人並みはずれた心の暖かい人であり、親しみやすい人であるにちがひありません。かれはしばしば日本の農民のみじめな状態に

ついて書いてきました。《土地もなく、食物もなく、米粒がほんのわずかばかり》と書いています。……。

とにかく、すべての文明人は、証拠もひたかくしに隠されて、どこから出てきたかもわからない死刑の判決にたいして強く抗議しなければならぬと思います(158-159頁)。

幸徳およびその同志にたいするほぼ同じような評価は、実に幸徳らが刑場の露と消えた日の前日、すなわち明治44年1月23日、オークランドのウェブスター・ホールで開かれた日米合同の大逆事件追悼抗議集会で、幸徳の友人レオポルド・フレッシュマンが、秋水ら12名の犠牲者に捧げたつぎのような追悼文の一節からもうかがうことができる。

「秋水は女性のように心優しい人物であった。

同志よ、われわれはフェレルを悼んだように秋水のために涙を流そうではないか。秋水が一二人のかれの仲間とともに消えてゆくのは日本文明の、優雅な花にもたええられる特質である(162-3頁)。

まことに感動させる訴えではなからうか。

このほか、イギリスおよびフランスにおいてかなり広範囲な抗議運動がみられた。イギリスでは、大逆事件関係の報道は、1910年9月22日付『ロンドン・タイムズ』およびその他の新聞に報道されたが、最初に抗議運動にとりくんだのは、月刊雑誌『フリーダム』を中心にあつまった無政府主義者集団であり、駐英大使加藤高明の下に、幸徳らの死刑判決にたいする抗議文が提出されたが、これは、さきに紹介したアメリカにおけるエマ・ゴールドマンらによる第二アピールにならって作成されたものであったといわれている(166頁)。

このアピールにもとづいて、ロンドン、リヴァプール、グラスゴウをはじめ、多くの都市において抗議集会がもたれ、抗議文が大使館におくられた。その主体も、最初のアナキスト・グループからマルクス主義の影響の濃厚な社会民主党(Social Democratic Party)、独立労働党(Independent Labour Party)、フェビアン・グループ(Fabian Group)、労働組合諸会議(Trade and Labour Council)などの各団体および政党へと拡がった。

著者は、イギリスにおける抗議運動の特徴として、「日本の裁判の非合理性」に中心がおかれ、その運動を広はんなものとしてあずかって力のあった人物として、『ジャパン・クロニクル』の主宰で、「国民自由クラブ」(National Liberal Club)の会員であったロバー

ト・ヤングの役割と第2インターの活動、および当時、昂揚期にあった労働運動、とりわけ労働党結成後の状況のなかで、抗議運動は進展していったとのべている(167-172頁)。

ただイギリスの場合、興味深いのは、判決にたいする反響が実に多様で、この世論は、イギリス政府にたいして、日本にたいする外交政策の転換を考慮させるほどの意義をもっていたのではないかという点である。

フランスにおける抗議運動もまた、イギリスの場合と同様、アメリカの運動から刺戟をあたえられた。著者は、フランスにおける抗議運動の特徴として、1)アメリカ、イギリスに比べて、一ヶ月以上もおくれて出発したこと、2)それにもかかわらず、出発後の抗議運動は最も精力的かつ集中的に展開されたということ、3)その抗議内容も、諸外国からニュース、資料を総合して「大逆事件」の本質をほぼ正確に把握していたという(193頁)。

何といってもフランスは、アナーギムの思想的伝統の上に、産業別労働組合運動を発展させ、いわゆるアナルコ・サンディカリズムの国であるだけに、その対応もきわめて迅速で、日本の支配者を慌てさせ、とくに新聞社の訓電によってみても、処刑執行前の1月15日に、少なくとも主文にかんしては判決内容が外部に洩れていたことが明らかであった。そこで著者大原氏は、今村弁護人をして、「裁判所が審理を急ぐこと奔馬のごとく」と言わしめたほどの審理強行と慌しい死刑執行は、明らかに海外における抗議運動の発展を当局者が警戒したからであるとのべているのは興味深い。

以上、大逆事件の国際的影響を中心に本書の内容を考察したが、最後に、筆者の問題と考えるところをのべ、著者の御一考をわずらわすことができれば幸いである。著者幸徳秋水の花井卓蔵、今村力三郎両弁護人にあてた陳弁書によって、彼の思想形成について、つぎのように規定しておられる。

「第一の特徴は、かれの『無政府主義』思想の根底には、儒教思想から道家思想へと継承された東洋哲学=思想がすえられていることである。このことは、秋水の『無政府主義』思想が、たんに知的理解として『西洋思想』をうけいれたものではない、ということ論証している。そこには、日本の風土に照応した『革命思想』を創造的にきりひらいてゆこうとする、開拓者としての苦難にみちた研鑽が推察されるのである(132頁)。

筆者もこのことについては同感であるが、それにもかかわらず、著者が、秋水の思想にみられるもっとも大きな問題ともいべき理論的な認識の浅さについてはほとんどふれていないことに不満を感じる。幸徳が「総同盟罷工」といった場合、もちろんローラーの影響もあると思われるが、ゼネラル・ストライキという組織労働者の全面的なストライキという以上に組織労働者を中心に未組織の一般大衆も参加する大衆行動(mass-aktion, mass-movement)を構想していたのではなからうか。彼は、足尾銅山の坑夫の暴動を、ゼネラル・ストライキと必ずしも十分に区別しえなかったのだからこそ、鉄工組合の崩壊、日鉄矯正会の消滅、活版工組合の御用組合化という状況のなかで、革命的サンディカリズムを絶叫することができたのである。こうした理論的に脆弱な側面を、幸徳について考察すべきではなからうか。

なお、これは筆者の想像であるが、大逆事件にたいする抗議運動の文書にあらわれる「医師・幸徳」という表現であるが、この誤りは、「幸徳博士」という意味ではなからうか。著者は、幸徳が医師ではなかったところから、この誤謬を指摘しておられるが、doctorという言葉が、しばしばDr. Kotokuというように伝わたとすれば、「医師・幸徳」というよりは、Ph. D.の称号保持者、すなわち、「幸徳博士」と訳した方が妥当である。もちろん、doctorは医師という意味が強いが、しかし一般に、イギリスなどで、医師であることを名のる場合には、外科医(surgeon)、内科医(physician)、歯科医(dentist)というのが普通である。しかしこれはたいした問題ではない。

本書は、従来わが国にあらわれた数多くの幸徳秋水研究のなかで、その密度の高さと思想把握の深さの点で白眉と称すべきであろう。理論的な整備の点で今後の研鑽を期待する。(1977, 青木書店, A5版, 326頁, 3500円)

—1977. 6. 22—

飯田 鼎
(経済学部教授)

酒井一夫著

『インフレーションと管理通貨制』

(北海道大学図書刊行会, 1977年5月刊, A5判
261+viページ)

現代資本主義の基本問題の一つが、貨幣・金融問題であることを否定することはできないが、その認識方法、次元についてマルクス経済学内部においても種々の立場が交錯しているのが現状である。資本主義経済の発展過程は、そのいくつかの画期によって貨幣・金融問題にかんしても、段階的展開を示しつつ今日に至っているといつてよい。それにもかかわらず、いわゆるインフレーション問題は、つねに古くて新しい問題として提起されてきたのである。また管理通貨制も、決して1930年代の所産であったわけではなく、見方によってはこれも古くかつ新たな問題だといつてよい。無論、このように言うためには、当然それぞれの問題にかんする理論的基準を明示しなければならない。ところが、これらの理論的解明は、こんにちなお未解決な部分を多々残しており、ましてや、二つの課題を統一的に把握しようとする試みはきわめて困難な状況である。

インフレーションは、貨幣流通次元の問題として貨幣の流通法則に従って規定されるのか、あるいはより広い意味における流通次元の問題として規定されるのかについての明確な解答はない。しかし、インフレーションをして貨幣的次元の問題として把握しようとする点では、通説的な一致があるように思われる。インフレーションは、商品物価の騰貴現象であり、実態経済の動き、需給とは関係ない名目的な騰貴現象だとされる。そのために、貨幣の価値が——とくに紙券の価値が——減少すると考えられ、それ自体価値法則の貫徹であるとされるのである。このような通説は、マルクスの貨幣論(『資本論』第一部, 第三章)の叙述を手懸りとしている点においても共通である。しかし、このような理解にも、インフレーションを価値尺度次元においてつかむか、流通手段機能の次元においてつかむかによって、微妙なちがいが生ずることも看過してはならない点である。

他方、インフレーションにかんするマルクス経済学的理解には、実態経済=再生産過程の現代的構成、とりわけ産業構造や市場構造の特長との関連においてインフレーションを把握する有力な立場もある。かつま